

掛川市規則第19号

掛川市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年9月20日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

掛川市危険物の規制に関する規則（平成17年掛川市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「資料提出書（様式第4号）」を「当該変更又は補修の内容を確認できる資料」に改める。

第16条第1項中「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（製造所等の休止又は再開届）

第13条 製造所等の使用を3月以上休止しようとするときは、あらかじめ様式第10号により市長に届け出なければならない。休止している製造所等の使用を再開しようとするときも、同様とする。

様式第4号を次のように改める。

### 様式第4号 削除

様式第11号中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「報告者」を「届出者」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

危険物製造所等休止（再開）届

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所  
届出者  
氏名 ㊟

設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日	年 月 日	許可番号	
完成検査年月日	年 月 日	検査番号	
危険物の種類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	
休止期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
再開年月日	年 月 日		
休止（再開）理由			
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経 過 欄		

（注）※印の欄は、記入しないこと。

## 附 則

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市危険物の規制に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。